
公的機関におけるウェブ・アーカイブの構築に係る法的課題の研究

The Current Legal Situation on the Production of a Web Archiving by Governmental Agencies

筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 准教授 新保 史生
筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 講師 村井 麻衣子

1. 研究の目的

公的機関によるウェブ・アーカイブの構築及び運用にあたって検討しなければならない法的課題について、知的財産権の保護、人格権の保護（プライバシーの保護、個人情報保護、名誉の保護など）、及び情報セキュリティ（完全性及び可用性の確保）の側面から研究を行うことにより、ウェブ・アーカイブの本格実施のために検討が必要な法的課題の検討を行う。

ウェブ・アーカイブは技術的な課題が解決される一方で、法的課題が解決されていないがゆえに我が国におけるウェブ・アーカイブへの取り組みは限定的なものにとどまっていることから、現状調査を行った上で、法的にクリアしなければならない課題の整理とそれらの解決のために必要な取り組みをまとめることを目的とする。

2. 問題の所在

情報をデジタル化してアーカイブするデジタル・アーカイブは、着実に多種多様なアーカイブの構築が進んでいる。

ところが、デジタル・アーカイブの中でも、ウェブ・サイトを収集対象とする「ウェブ・アーカイビング」については、諸外国においては包括的にサイト上の情報を収集対象とするアーカイブが構築される一方で、国内においては未だ包括収集によるウェブ・アーカイビングは実現していない。

現時点での我が国のウェブ・アーカイビングは、国立国会図書館のインターネット情報選択的蓄積事業（WARP）のように、ウェブ資源の選択的収集にとどまっている。

3. 著作権法上の課題に関する検討

ウェブ・アーカイビングと著作権法上の課題の検討に関しては、法的課題の検討の前提となるウェブサイトの登録方法を中心に検討を行い、以下の通り、その仕様を整理した。

収集対象となるウェブ・サイトの登録方法については、(a) クローラによる不特定のウェブサイトの自動巡回、(b) 本人による登録、(c) 第三者による登録、または、それらの組み合わせによる登録。

収集方法は、(1) 包括的収集、または、(2) 選択的収集に分けて考えることとする。

(a) は、クローラが巡回して不特定のウェブサイトの情報を自動的に収集する方法として、ロボット型の検索エンジンにみられるように、ウェブサイト一般を包括的に収集するものや、Internet Archive の Wayback Machine<<http://www.archive.org/>>のように過去のウェブページの複製を保存し公開することで、時系列で遡って過去から現在に至るまでのウェブ・サイトを閲覧できるものがあげられる。

(b) は、ウェブ・サイトの管理者本人が自発的にアーカイブに登録して特定のサイト

の情報を収集する方法や、オープンアクセス（セルフアーカイビングとオープンアクセス雑誌）のように、オンラインで学術雑誌論文を公開し無料で一般の利用に供する場合¹⁾などがあげられる。なお、セルフアーカイビングの方法については、①著作者自身による公開、②イープリント・アーカイブ（e-print archive）、③機関リポジトリのいずれかに該当し、オープンアクセス雑誌は、著作者の許諾のもとにオンライン上で公開されていることを前提とする。

(c) は、第三者が他人のウェブ・サイトをアーカイブに登録して特定のサイトの情報を収集する方法として、ディレクトリ型の検索エンジンをはじめとして、公的機関や企業によるアーカイブ事業があげられる。1990年に米国連邦議会図書館が米国の歴史資料をデジタル化して公開を行う「American Memory」を構築したのを嚆矢とし、我が国においても前述の通り国立国会図書館のWARPなど各種アーカイブ事業が実施されている。

これらの仕様と著作権法の関係については、いずれも著作権法上検討しなければならない課題が存在する。

(a 1) は、黙示の許諾による本人許諾によってアーカイビングを実施することが可能かどうか、さらには、法改正に関する検討も必要であり、現行の法制度の枠組みにおいては現状では実施が困難な状況にある。

(b 1) と (b 2) は、対象となるアーカイブへの登録については本人の許諾に基づいて行われているが、ウェブ・アーカイビングによる収集についてまで許諾を得ていることは少ないと考えられる。よって、対象となるアーカイブへの登録時に、ウェブ・アーカイビングによる収集についても許諾を得ることにより収集対象とすることができるものの、既にアーカイブに登録されているものについては、改めて許諾を得る必要がある。

(a 2)、(c 1)、及び(c 2)については、公的機関等のサイトにおいて著作権法による保護対象とはならないコンテンツを対象にする場合や、ウェブ・アーカイビングについて本人許諾を得られたサイトであるなど、一定の条件を満たす場合に限り実施が可能と考えられる。

4. 人格権の保護

人格権保護との関係に課題については、プライバシー、肖像、名誉、氏名などの個人の人格的利益の保護との関係における問題について検討を行った。

また、ウェブ・アーカイビングと個人情報保護の問題について検討するにあたっては、アーカイブの管理主体によって、個人情報保護に関する法令の適用関係が異なる点を整理した。

【表：ウェブ・アーカイビングの管理主体と個人情報保護関係法令の適用・非適用関係】

分野	対象	適用法令
公的部門	行政機関・独立行政法人等	行政機関等個人情報保護法
	地方自治体	個人情報保護条例（個人情報保護関連五法の義務規定は適用されない）

	国会図書館及び裁判所	個人情報保護関連の法令は適用されない（立法権・司法権には、個人情報保護関連五法に基づく行政権は及ばない）
民間部門	個人情報取扱事業者	個人情報保護法（個人情報取扱事業者の義務が適用される）
	個人や小規模事業者	個人情報保護法（個人情報取扱事業者の義務は課されない）
	学術研究機関や報道機関	個人情報保護法（学術研究目的や報道目的であれば個人情報取扱事業者の義務は課されない）

個人情報保護関係の法令の適用関係は、表の通りであるが、以下の点に留意することが求められる。

例えば、既にウェブアーカイビングを実施している国立国会図書館は、個人情報保護関係法令の義務規定は適用されないことから、個人情報保護関連五法の定める個人情報の取扱いに係る義務を遵守する必要はない。しかしながら、当然のことながら個人情報の適正な取扱いと保護が求められることから、行政機関等と同様に個人情報の適正な取扱いと保護を行うことが求められる。

民間部門の学術研究機関や報道機関が実施主体となる場合には、学術研究目的や報道目的であれば個人情報保護法の義務規定の適用除外となる。しかし、それ以外の目的であれば、たとえ当該機関のアーカイブであっても個人情報保護法の義務規定の適用を受ける。

5. 情報のセキュリティの確保(アーカイブの完全性・可用性の確保)

ウェブ・アーカイビングは、包括収集又は選択収集のいずれの方式による場合であっても、一般に「公開」されているウェブ・サイト上の情報を収集対象とする。よって、収集したデータの管理に関しては、情報セキュリティ確保の原則である「機密性」、「完全性」、「可用性」の観点からは、発信者情報などを取得している場合を除き、保存データの機密性確保の必要性は乏しく、検討課題は、完全性及び可用性に関する問題である。

よって、ウェブ・アーカイビングの構築・運用にあたって情報セキュリティの観点から対応が求められるのは、ストレージ・システムのリカバリや保存データの滅失や毀損の防止など、完全性及び可用性を確保する上で必要な対策を講ずることである。

そのために最低限度必要な対策を講じるために参照すべき法令及び基準としては、IDやパスワードなどでアクセスが制御されているネットワークに接続されているパソコンに、他人の識別符合を用いたり、セキュリティホールを攻撃するなどして不正にアクセスする行為を処罰する法律である「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）、システムが適切に稼働しているか否かを監査する際の基準である「システム監査基準（平成16年10月公表）」、セキュリティホールの原因となるソフトウェア等の脆弱性情報の取扱いに関する基準である「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準（平成16年経済産業省告示第235号）」などがあげられる。

6. 今後の課題

本研究では、ウェブ・アーカイビングの実施にあたって、「現行」の法制度上、解決しなければならない課題の考察を行った。しかし、現行の法制度上の課題が解決されたとしても、「将来」検討が必要な課題が既に提起されている。

例えば、違法情報や権利侵害情報が掲載されているウェブ・サイトをアーカイビングによって結果的に保有している場合、違法行為や権利侵害の事実がウェブ上から削除され現認できない場合に、過去に当該事実が存在したことを確認する手段としても、ウェブ・アーカイビングは有効な仕組みとして活用される可能性が高いことなどがあげられる。

文化の健全な発展には、文化的所産としての著作物を幅広くの収集・保存しておくことが必要であるが、インターネット上の情報については、十分な収集・保存が図られていない状況にある。新たな創作は過去の文化遺産の土台に依るものであって、文化の発展に寄与する意味でも、インターネット上の様々な著作物が、ウェブ・アーカイビングにより広く収集・保存され、利用できるようにすることが重要かつ喫緊の課題であることは明らかである。そのために、個人の権利利益保護との調和に十分に留意しつつ、適法にウェブ・アーカイビングを提供するために必要な法制度のあり方を検討する必要性が生じている。

(1) オープンアクセスについては、倉田敬子． 学術情報流通とオープンアクセス． 2007，東京，勁草書房，P208 を参照。